

令和 5 年

第 2 回大津町議会臨時会会議録

開 会 令和 5 年 2 月 15 日

閉 会 令和 5 年 2 月 15 日

大 津 町 議 会

諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 議長行事報告
- 令和4年度大津町一般会計補正予算の概要

令和5年第2回大津町議会臨時会会議録

令和5年第2回大津町議会臨時会は町議場に招集された。(第1日)

令和5年2月15日(水曜日)

出席議員	1番 大村 裕一郎 2番 田代 元気 3番 時松 智弘 4番 西川 秀貢 5番 大塚 益雄 6番 三宮 美香 7番 山部 良二 8番 山本 富二夫 9番 豊瀬 和久 10番 佐藤 真二 11番 大塚 龍一郎 12番 坂本 典光 13番 永田 和彦 14番 津田 桂伸 15番 荒木 俊彦 16番 桐原 則雄
欠席議員	
職務のため出席した事務局職員	局長 荒木 啓一 書記 府内 淳貴
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 金田 英樹 会計管理者 中井 雄一郎 兼 会計課長 副町長 佐方 美紀 総務部総務課主幹 吉良 元子 兼 行政係長 兼 法制執務係長 総務部長 藤本 聖二 住民生活部長 木村 欣也 総務部財政課財政係長 田邊 嵩博 健康福祉部長 坂本 光成 教育長 吉良 智恵美 産業振興部長 田上 克也 教育部長 羽熊 幸治 都市整備部長 村山 龍一 教育部次長 百田 止水 併任工業用水道課長 総務部総務課長兼 村山 博徳 選挙管理委員会書記長 農業委員会事務局長 梅田 博隆 総務部財政課長 大塚 昌憲

会 議 に 付 し た 事 件

承認第 1号	専決処分を報告し承認を求めることについて (令和4年度大津町一般会計補正予算(第11号)について)
議案第 2号	令和4年度大津町一般会計補正予算(第12号)について

日程第4 承認第1号 専決処分を報告し承認を求めることについて

(令和4年度大津町一般会計補正予算(第11号)について)

上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

○議長(桐原則雄) 日程第4 承認第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて(令和4年度大津町一般会計補正予算(第11号)について)を議題とします。

お諮りします。承認第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(桐原則雄) 異議なしと認めます。したがって、承認第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

金田町長。

○町長(金田英樹) 皆様、こんにちは。今回の臨時会に提案しました案件の提案理由の説明を申し上げます。

承認第1号「専決処分を報告し承認を求めることについて(令和4年度大津町一般会計補正予算(第11号)について」は既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ同額とし、歳入歳出予算の総額を172億6千675万9千円としたものです。承認第1号の事案は地方自治法第218条第1項の規定による議決事件ですが、急施を要しましたので同法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定によりこれを報告し議会の承認を求めるものです。御承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、所管部長より詳細を説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長(桐原則雄) 藤本総務部長。

○総務部長(藤本聖二) 皆さん、こんにちは。承認第1号の令和4年度大津町一般会計補正予算書(第11号)について御説明をいたします。

今回の補正は6月補正で一度予算を計上させていただいておりますコロナ禍において新たな事業分野に進出する事業者を支援する企業創業事業補助金の追加補正になります。

補正予算書の1ページをお願いいたします。第1条で既定の予算の総額を歳入歳出それぞれ同額とし、歳入歳出の予算を総額172億6千675万9千円とするものです。

それでは歳出を御説明いたします。10ページをお願いいたします。

款7、項1、目6新型コロナウイルス感染症対策費、節18負担金補助及び交付金で申請件数の増加に伴います企業創業事業費補助金の増額補正を計上いたしております。款13予備費で所要の財源を調整しております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議 長（桐原則雄） これで提案理由の説明は終わりました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず原案に反対される議員の発言を許します。その後、賛成される議員の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。承認第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて（令和4年度大津町一般会計補正予算（第11号）について）を採決します。この採決は電子採決によって行います。承認第1号は原案のとおり決定することに、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、承認第1号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号 令和4年度大津町一般会計補正予算（第12号）について 上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

○議 長（桐原則雄） 日程第5 議案第2号、令和4年度大津町一般会計補正予算（第12号）についてを議題とします。

お諮りします。議案第2号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

金田町長。

○町 長（金田英樹） 提案しました承認案件について御承認をいただき誠にありがとうございました。

次に議案第2号、令和4年度大津町一般会計補正予算（第12号）についてですが、今回の補

正は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3千763万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を175億439万2千円とするものです。歳入では、国庫支出金1千763万3千円、寄附金5億円をそれぞれ増額し、繰入金を2億8千万円減額するものです。歳出では総務費2億40万3千円、民生費674万2千円、商工費2千153万7千円、予備費895万1千円をそれぞれ増額するものです。議案第2号については、補正予算ですので、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

なお、所管部長より詳細を説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議 長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 議案第2号の令和4年度大津町一般会計補正予算（第12号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は大きく分けて3点ございまして、まず1点目が現在内閣府の地方分権改革推進室に町から派遣をしております職員の時間外勤務手当の補正になります。

2点目はふるさと寄附金の寄附件数の増加に伴う歳入及び業務委託料の増額補正。

3点目は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業を計上させていただきます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。第1条で既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3千763万3千円を追加し、予算の総額を175億439万2千円とするものです。

それでは、歳出から御説明をいたします。11ページをお願いいたします。

款2、項1、目2人事秘書費、節3職員手当等につきましては、内閣府の地方分権改革推進室に派遣しております1名職員分の時間外勤務手当の補正になります。目6の企画費、節12委託料はふるさと寄附金の寄附件数増加に伴います返礼品代金、それからポータルサイトの管理運営等に係る委託料の補正になります。款3、項2、目7新型コロナウイルス感染症対策費は物価高騰対策、高校生等の家庭応援事業に係る事業費でございまして、長期化しますコロナ禍において物価高騰の影響を受ける高校生等のいる家庭への負担軽減策として高校生と一人当たり5千円のギフトカードを交付する事業費を計上いたしております。節3職員手当等で職員の時間外勤務手当を節7報償費で対象者1千200人分のギフトカードの購入費を節10需用費で事業に必要な消耗品及び印刷製本費を節11役務費で通信運搬費を計上いたしております。

12ページをお願いいたします。款7、項1、目6新型コロナウイルス感染症対策費は、9月それから11月補正で予算を計上させていただいておりますけれども、小規模事業者経営継続支援金に係る事業費でございまして、引き続き原材料費やエネルギー価格の高騰が続いていることを踏まえまして、1事業者あたり5万円を追加で交付するものになります。節11役務費で通信運搬費を節18負担金補助及び交付金で430件分の小規模事業者経営継続支援金を計上しております。款13予備費で所要の財源を調整いたしております。

続きまして、歳入を御説明いたします。10ページをお願いいたします。

款15、項2、目5総務費国庫補助金は先ほど歳出のところで御説明いたしました物価高騰対

策高校生等家庭応援事業、それから小規模事業者経営継続支援金に係る新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金になります。款18、項1、目1一般寄附金はふるさと寄附金の増額補正になります。款19、項2、目4財政調整基金繰入金は、今回の補正に係る財源超過分を財政調整基金から減額するものになります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（桐原則雄） これで提案理由の説明は終わりました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） 人事秘書費の分ですね。2の1の2の3ですね。これについてお尋ねしますが、これって期間当初に積んでおいて、足りなくなったから補正するものなのか、それとも通年分を今回最後に出してきたという形なのか、その辺が期間と実際の実時間についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 総務費の人事秘書費関係の時間外ですけれども、これは当初予算については当然通年分を組んでおりましたけれども、どうしても事業のほうの内閣府の地方分権改革推進室で様々な地方の課題を解決するための法案づくりの担当をやっております。その関係で年末から年明けにかけて来年度の予算要望を関係省庁と折衝するための業務等がございますので、その分について1月、2月、3月分ですね。その辺あたりについての時間外を今回計上いたしております。

○議長（桐原則雄） 佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） 恐らくそうだろうと思ったんですけれども、そうしたときに言ってしまうと中央省庁に出向した場合に大変な時間外が発生するだろうということは予想されるわけなんですよ。そうしたときに、この職員さんが実際どの程度の時間、時間外勤務をやっておられて、それに対する量が一定量以上あるなど感じられた場合に、町のほうからどういった形でケアしていくのかその辺についてお尋ねします。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 内閣府での業務内容の話だと思いますけれども、今のいろいろと課題の整理をする中で、月45時間という限度がありますけれども、それを越す時間も確かに月によってはございます。ただ、それについては1年間の中で6月以内は認められておりますので、その中で全体的な運用をやっておるところです。ただし、どういった業務内容をやっているかと、業務の時間関係については、毎月それぞれの職員の日ごとの時間外勤務の一覧がきますので、それでチェックをいたしております。それとあわせて四半期ごとに定例的にどういった業務をやっているかということのチェックを対面で四半期で帰ってきますので、対面でやりますので体調管理あるいは仕事の業務量等について話をしております。当然必要に応じて内閣府のほうには必要であれば何らかの御意見は言っていきたいと思っております。

実時間については、大体一番多い月で57時間、少ない月では8時間というような現状で、現

在 330 時間ということで報告を受けております。最大で大体 50 時間、57 時間と。低いときが 8 時間とそういったような勤務状況でございます。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） ただいまのところであります款 2、項 1 ですか。目 2 ですね。要は地方分権改革推進室に派遣しているということで、この手当等が有効に働けばいいことであって、言わんとするところは四半期ごとに帰ってきますので報告を受けるといわれましたよね。定期報告義務というのは必ず発生するだろうと思うんです。それが、有効な町の情報でなければならないわけですよ。ただ単に労働力として国に使われるんじゃないくて、町から派遣して町が人件費を持つわけですから。ということは、町に有効な情報なり何なりというものを持ってきてもらわんと困るわけですよ。そういった報告が四半期ごとでもあるということであるならば、もちろん法案づくりとかいろんなものに携わっているということなので、もちろん議決が必要で決まり事ではないと思うんですよ。しかし、内閣府はその方向でいくということでいろんなこの件に対してからは情報の先取りができるような部分ではないかと考えたりするわけです。これを利用しないと。これがまちづくりに対していろんな地方分権がまわってくるぞとかいうときに、出てしまってからやるのではなくて備えることができるんですよ。そういった報告というものが有効な報告ですね。そういったものがあっているのかどうか。その点について質疑いたします。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 派遣した職員がいかに関町に対して還元するかというような御質問だと思います。

業務内容につきましては、全国的な課題がございますけれども、それぞれの各県で市町村も含めていろんな課題について困りごとについていろんな法案ができないかというようなことの相談がっております。そういったいわゆる提案方式といいますけれども、それを彼女は担当しております、今いろんな地域どういった課題があるのか。そしてそれを解決するためはどういった法案が必要なのかというような情報も持っておりますので、それについてはしっかりとうちのほうで把握はしておるところです。それについて更に帰ってきた時にそういったところも含めて 2 年後には活躍してくれるものと考えております。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず原案に反対される議員の発言を許します。その後、賛成される議員の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第 2 号、令和 4 年度大津町一般会計補正予算（第 12 号）につい

てを採決します。この採決は電子採決によって行います。議案第2号は原案のとおり決定することに、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

以上で会議を閉じます。令和5年第2回大津町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

午後2時20分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年2月15日

大津町議会議長 桐原 則 雄

大津町議会議員 面 川 秀 貢

大津町議会議員 大 塚 益 雄